

平成 23 年度法律改正に伴う施行日に関連する『通関士試験の指針』の一部変更

『通関士試験の指針』につきましては、平成 23 年度法律改正(関税定率法等の一部改正法案：4月1日から施行)をベースに作成しておりますが、同法案の一部の規定(関税法第7条の15及び第14条から第14条の3の部分)が「所得税法等の一部改正法案の施行の日」から実施されることになっており、同改正法案が国会を通過していないことから、同法案成立までの間、『通関士試験の指針』の当該規定に係る部分を下記新旧対照表のとおり変更いたします。下記の内容をご確認いただき、学習される際には、十分にご注意されますようお願い申し上げます。

なお、こちらにつきましては、同改正法案が国会を通過して施行日が確定しましたら、改めて周知いたします。

《変更箇所の新旧対照表》

※青字が修正部分

頁	施行前（施行されるまでの内容）	施行後（現在の書籍の記載内容）												
	法令名と法令略語 ・ 国税通則法……通則法 ・ 国税通則法施行令……通則令	・ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律……国税手続等法 ・ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律施行令……国税手続等令												
226	「4. 修正申告ができる期間」内の表の一部変更													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">修正申告ができる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税申告があった場合</td> <td> ① (省略) ② 税関長の更正がなかった場合には、更正の期間制限＝除斥期間《関法第14条第1項》との関連で、輸入の許可の日から3年以内 (省略) </td> </tr> </tbody> </table>	修正申告ができる期間		納税申告があった場合	① (省略) ② 税関長の更正がなかった場合には、更正の期間制限＝除斥期間《関法第14条第1項》との関連で、 輸入の許可の日から3年以内 (省略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">修正申告ができる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税申告があった場合</td> <td> ① (省略) ② 税関長の更正がなかった場合には、更正の期間制限＝除斥期間《関法第14条第1項》との関連で、輸入の許可の日から5年以内 (省略) </td> </tr> </tbody> </table>	修正申告ができる期間		納税申告があった場合	① (省略) ② 税関長の更正がなかった場合には、更正の期間制限＝除斥期間《関法第14条第1項》との関連で、 輸入の許可の日から5年以内 (省略)				
修正申告ができる期間														
納税申告があった場合	① (省略) ② 税関長の更正がなかった場合には、更正の期間制限＝除斥期間《関法第14条第1項》との関連で、 輸入の許可の日から3年以内 (省略)													
修正申告ができる期間														
納税申告があった場合	① (省略) ② 税関長の更正がなかった場合には、更正の期間制限＝除斥期間《関法第14条第1項》との関連で、 輸入の許可の日から5年以内 (省略)													
228	「4. 更正の請求ができる期間」内の表の一部変更													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">更正の請求ができる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① (省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から1年以内（輸入の許可前引取りの承認を受けた貨物については、輸入の許可前引取りの承認を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日と、輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	更正の請求ができる期間		① (省略)		② 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から 1年以内 （輸入の許可前引取りの承認を受けた貨物については、輸入の許可前引取りの承認を受けた日の翌日から起算して 1年 を経過する日と、 輸入の許可の日 とのいずれか遅い日までの間）		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">更正の請求ができる期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① (省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から5年以内（輸入の許可前引取りの承認を受けた貨物については、輸入の許可前引取りの承認を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日と、輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	更正の請求ができる期間		① (省略)		② 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から 5年以内 （輸入の許可前引取りの承認を受けた貨物については、輸入の許可前引取りの承認を受けた日の翌日から起算して 5年 を経過する日と、 輸入の許可の日 とのいずれか遅い日までの間）	
更正の請求ができる期間														
① (省略)														
② 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から 1年以内 （輸入の許可前引取りの承認を受けた貨物については、輸入の許可前引取りの承認を受けた日の翌日から起算して 1年 を経過する日と、 輸入の許可の日 とのいずれか遅い日までの間）														
更正の請求ができる期間														
① (省略)														
② 輸入の許可の日（特例申告貨物については、特例申告書の提出期限）から 5年以内 （輸入の許可前引取りの承認を受けた貨物については、輸入の許可前引取りの承認を受けた日の翌日から起算して 5年 を経過する日と、 輸入の許可の日 とのいずれか遅い日までの間）														

頁	施行前（施行されるまでの内容）	施行後（現在の書籍の記載内容）
277	<p>「1. 賦課権の期間制限（除斥期間）」の一部変更</p> <p>① 次の更正又は賦課決定は、<u>法定納期限等から3年を経過した日</u>（同日前に期限後特例申告書の提出があった場合には、同日とその提出があった日から2年を経過した日とのいずれか遅い日）以後においては、<u>することができない《関法第14条第1項》。</u></p> <p>イ <u>正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）があった関税に対する更正又は賦課決定《同項第1号、第2号》</u></p> <p>ロ <u>郵便物の関税、一定の事実が生じたことにより課される関税、輸入時に遡及して課される相殺関税又は不当廉売関税に対する賦課決定《同項第3号》</u></p> <p>ハ <u>過少申告加算税又は過少申告加算税に代えて課される重加算税に係る賦課決定《同項第4号》</u></p> <p>② 次の決定、更正又は賦課決定は、<u>法定納期限等から5年を経過した日</u>以後においては、<u>することができない《関法第14条第2項》。</u></p> <p>イ <u>正規の輸入手続（納税申告又は課税標準の申告）がなかった関税に対する決定又は決定についての更正《同項第1号、第2号、第4号》</u></p> <p>ロ <u>法定納期限等から3年を経過した日以後に期限後特例申告書の提出があった関税についての更正《同項第3号》</u></p> <p>ハ <u>無申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税に係る賦課決定《同項第5号》</u></p> <p>③ <u>偽りその他の不正の行為により関税を免れた場合、又は関税を納付すべき貨物についての関税を納付しないで輸入した場合（関税ほ脱の場合）における当該貨物に係る関税について、上記①又は②の更正、決定又は賦課決定は、上記の①又は②にかかわらず、法定納期限等から7年を経過した日以後においては、することができない《関法第14条第3項》。</u></p>	<p>① <u>関税の賦課権（更正、決定又は賦課決定）は、これらに係る関税の法定納期限等から5年を経過した日後においては、することができない。ただし、関税法第6条の2第1項第2号イ又はホ（税額の確定方式）に規定する関税で課税標準の申告があったものに係る賦課決定については、3年を経過した日以後においては、することができない《関法第14条第1項》。</u></p> <p>② <u>上記①によって、更正をすることができないこととなる日前6月以内にされた「更正の請求」に係る更正又はその更正に伴って行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、上記①にかかわらず、当該「更正の請求」があった日から6月を経過する日まで、することができる《関法第14条第2項》。</u></p> <p>③ <u>偽りその他の不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合（関税ほ脱の場合）における当該貨物に係る関税についての更正、決定又は賦課決定は、上記①及び②にかかわらず、法定納期限等から7年を経過する日まで、することができる《関法第14条第3項》。</u></p>

頁	施行前（施行されるまでの内容）	施行後（現在の書籍の記載内容）
279	<p>「1. 徴収権の消滅時効」の一部変更</p> <p>① <u>正規の輸入手続があった貨物に係る関税</u> ⇒ その関税の法定納期限等から <u>3年間</u></p> <p>② <u>関税法第14条第2項（決定、更正又は賦課決定）に規定する正規の手続がなかった貨物に係る関税</u> ⇒ その関税の法定納期限等から <u>5年間</u></p> <p>③ <u>関税法第14条第3項（関税をほ脱した貨物に係る関税の決定、更正又は賦課決定）に規定する偽りその他不正行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税（ほ脱した関税）</u> ⇒ その関税の法定納期限等から <u>5年間</u> ただし、「ほ脱した関税」の係る消滅時効については、後記「5-（1）関税をほ脱した場合の時効の不進行」を参照</p>	<p>① <u>関税の徴収権（関税の徴収を目的とする国の権利）は、その関税の法定納期限等（関税法第14条第2項（更正、決定等の期間制限）の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があった日）から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する《関法第14条の2第1項》。</u></p> <p>② <u>したがって、偽りその他不正行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合（注）（関税ほ脱の場合）における当該貨物に係る徴収権も、法定納期限等から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。</u> （注）書籍の表記の『<u>関税を納付した場合</u>』を修正。</p> <p>③ <u>しかし、関税の徴収権で、偽りその他不正行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税（ほ脱した関税）に係るものの時効は、当該関税の関税法第14条第4項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第2項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正のあった日）から2年間は、進行しない。このため、ほ脱した関税の徴収権は、その関税の法定納期限等から2年を経過した日の翌日から消滅時効が進行して5年間で消滅するので、結果としてほ脱した関税の徴収権は、その関税の法定納期限等から7年間で時効により消滅することとなる（関法第14条の2第2項において準用する国稅手続等法第73条第3項（注））。</u> （注）書籍の表記の『<u>に係る読み替え規定</u>』を削除。</p>
281	<p>「5. -（1）関税をほ脱した場合の時効の不進行中断」の標題の一部変更※法改正の施行状況に関係なく修正。</p> <p>（1）<u>関税をほ脱した場合の時効の不進行</u></p>	<p>（1）<u>関税をほ脱した場合の時効の不進行</u><u>中断</u></p>
283 ～ 284	<p>「[4] 関税の還付請求権の消滅時効」の一部変更</p> <p>関税の納税義務者等が有する関税の払戻し又は還付の請求権の消滅時効は、（関税の徴収権の消滅時効とのバランスから）その請求をすることができる日から <u>3年</u>である《関法第14条の3第1項》。</p>	<p>関税の納税義務者等が有する関税の払戻し又は還付請求権の消滅時効は、（<u>関税の徴収権の消滅時効とのバランスから</u>）<u>（注）</u>その請求をすることができる日から <u>5年</u>である《関法第14条の3第1項》。</p> <p>（注）書籍の表記の『<u>《 》</u>』を修正。</p>